

# 医療費通知書印刷項目(ファイル／レコード)説明書 (表面)

通知書レイアウト		静岡県後期高齢者医療広域連合 NNNNNNNNN	49:HHS_BNG (半角で出力)
2:ZIPCD_N	〒420-0000	令和 年 月 日	
4:AD_KJ_1	静岡県静岡市葵区 黒金町59番地の7ニッセイ静岡駅前ビル3階		
5~8: AD_KJ_2~5	広域 太郎 様	◆ このお知らせは、医療費をお知らせするもの です。 請求書や領収書ではありません。	15:TUT_YMD
10:SHMKJ	***** NNNNNNNN	◆ このお知らせにより、支払い等を行う必要は ありません。	24:HKNS_NO
<b>医療費のお知らせ</b>			
<b>◆最初にお読みください◆</b>			
<p>静岡県後期高齢者医療広域連合から病院などに支払われる医療費は、あなたが納めた保険料、他の医療保険（健保・船員・共済・国保）からの支援金、国・県・市町からの負担金によってまかなわれています。</p> <p>この通知は、1か月間にかかった医療費を医療機関ごとにまとめてお知らせすることにより、医療費の現状や医療機関への支払が適正なものであるか確認していただくとともに、ご自身の健康に対する意識を高め、健康管理に役立てていただくことを目的に実施しています。詳細は裏面をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療費の総額をお知らせするため、月ごと医療機関ごとの合計金額を掲載しています。</li> <li>● このお知らせは病院・診療所などからの医療費の請求に基づき、作成しています。 送付先、住所については、令和5年9月中旬時点データとなりますのでご了承ください。</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 確定申告に関するることは、税務署にお問い合わせください。 問合せ先：〇〇税務署 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</li> <li>● このお知らせは、確定申告の医療費控除で医療費の明細書として使用することができます。 「支払った医療費の額（自己負担相当額）」下部の合計などを参考してください。なお、医療費控除の対象となる支出で、このお知らせに記載されていないものがある場合には、ご自身で別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付する必要があります。 (この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。)</li> <li>● 「支払った医療費の額（自己負担相当額）」と実際にご自身が負担した額が異なる場合（公費負担医療やお住まいの市町が実施する医療費助成、療養費、高額療養費がある場合など）があります。 こうした場合には、例えば、「支払った医療費の額（自己負担相当額）」欄に記載された額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告する必要があります。</li> <li>● 令和6年2月に発行する「医療費のお知らせ」に、令和5年12月分の医療費は記載されません。 令和5年12月分の医療費については、領収書を利用してください。</li> </ul> <p>マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。 お問い合わせはマイナンバー総合フリーダイヤルまで→(0120-95-0178)</p> <p>このお知らせは再生紙を使用しております。</p>			

